

平成23年度
市民事業等支援制度
報告書（中間報告）

平成23年5月30日

市民事業専門委員会

水源環境保全・再生に係る市民事業等支援制度について

1 はじめに

「水源環境保全・再生かながわ県民会議」(以下「県民会議」という。) は、県が推進する水源環境保全・再生施策について、計画、実施、評価、見直しの各段階に県民意見を反映する役割を担っており、そのひとつとして、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」(以下「実行5か年計画」という。) に位置付けられている「市民事業等支援制度」についても、協議する役割を担っている。

平成19年度、県民主体で取り組む事業を支援する仕組みに関する検討を行う「市民事業等審査専門委員会」(平成21年度に「市民事業専門委員会」へと改称。以下「専門委員会」という。) を設置し、補助金による財政面からの支援と財政面以外の支援について、検討を重ね、平成20年2月19日及び平成20年12月18日の2度に渡り、知事に対して検討結果の報告を行った。

これらを踏まえて、県では水源環境保全・再生(もり・みず)市民事業支援補助金(以下「市民事業支援補助金」という。) 制度を創設し、財政的支援を行うとともに、交流会の開催や県ホームページによる情報提供など財政面以外の支援も行ってきた。

第2期「実行5か年計画」の検討年度にあたる今年度、専門委員会では、市民事業等支援制度をより利用しやすく、さらに水源環境の保全・再生に資するものとするため、第2期実行5か年計画における市民事業等支援制度のあり方について、これまでの実績等を踏まえ制度評価を行うこととした。

このたび、これらの評価結果をまとめたので、県民会議に対して報告を行うものである。

2 現行の市民事業等支援制度について

平成19年度以降、制度の創設・実施・評価・見直しの各段階において、専門委員会では以下の5つの基本的な考え方を重視し、検討を行ってきた。

○ 行政とNPO等との協働による特別対策事業の推進

この支援制度が、実行5か年計画に基づく制度であることから、この計画の特別対策事業の推進に寄与する市民活動に支援することが求められること。

○ 県民主体の取組の推進

この支援制度が、既存の市民事業の活性化を促すとともに、新たな市民事業の発生に結びつき県民主体の取組が促進される制度とすること。

○ 利用しやすい支援制度

市民事業はその特性において多様な形態を有することから出来る限り対象を広く捉え、多くの事業が支援を受けられる制度とすること。

○ 継続的な制度の見直し・拡充

社会のニーズ等に的確に対応するための柔軟性や発展性を持った制度とし、継続的な制度の見直し、拡充を図る仕組みを用意すること。

○ 水源環境の保全・再生に係るネットワークの構築

この支援制度の応募・選考過程や成果発表などを通じ、NPO等相互の連携を深め、より多くの県民が活動に参加できるきっかけ等を提供できる仕組みを用意すること

この基本的な考え方に基づき、現行の市民事業等支援制度のねらい・理念を整理すると以下のとおりとなる。

(1) **ねらい・理念**

ア **ねらい**

- 水源環境の保全・再生のための県民主体の取組を推進する。
- 市民活動の裾野を広げていくため、幅広い団体(分野)への支援を行い、市民団体の創出・活性化を図る。

イ **理念**

- 特別対策事業の推進に寄与
- 市民活動の活性化、新たな市民活動の発生
- 多様な形態を有する活動への幅広い支援
- 柔軟性や発展性を持った制度・仕組み
- より多くの県民が参加できる仕組み

(2) **現行制度の概要**

「水源環境の保全・再生のための県民主体の取組の推進」に資するため、市民活動の裾野を広げ、幅広い団体(分野)への支援を行い、市民団体の創出・活性化を図る。上記ねらいを達成するため、県は、市民事業支援補助金による財政面の支援と財政面以外の支援を行っている。

ア **財政面の支援(市民事業支援補助金)**

水源環境保全・再生に係る県民主体の取組の推進を図るため、水源環境保全・再生を目的とした活動に財政的な支援を行うための補助制度であり、詳細は下記のとおりである。

① **対象事業及び補助条件など**

区分	補助率	上限額	継続補助限度
特別対策事業区分	森林の保全・再生事業(植樹・間伐・枝打ちなど)	10/10以内 1ha未満:10万円 1ha以上3ha未満:30万円 3ha以上:50万円	平成23年度まで
	森林の保全・再生以外の事業(間伐材の搬出、河川・水路の浄化対策、地下水かん養対策など)	同上	同上
	上記事業に係る資機材等の購入	同上	平成23年度までに補助累計額が上限に達するまで
普及啓発・教育事業	1/2以内	20万円	最長2年間
調査研究事業	同上	50万円	同上

② 対象団体の要件

- 5人以上で構成され、継続的、計画的に事業を実施できること(県外に事務所を置く団体も含む)
- 団体規約等を有すること
- 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
- 営利・宗教・政治活動を目的とした団体でないこと
- 神奈川県からの補助金等を受けていない団体であること
- 神奈川県が構成員となっている団体でないこと

③ 審査方法

事務局による予備調査及び専門委員会の委員で構成する選考会を経て選定。

- 予備調査 申請事業が要件に合致しているか、また、法令等の観点から実施可能か確認をする。
 - 1次選考会 第1回選考会を開催し、書類審査により1次選考を行う。
 - 2次選考会 公開プレゼンテーション及び第2回選考会を開催し、採択事業を選定する。
- ※ 選考会は非公開。

④ 選考基準

共通の選考基準(3項目各5点)

区分等	項目	視点
共通	事業の必要性	水源環境の保全・再生に資するもので、NPO等が行うことでより効果が見込まれる事業であるか。
	事業の実現可能性	計画どおり適切に実施される可能性が高いか。
	事業の発展性・波及性	今後発展が見込まれる事業であるか。また、他分野や他地域等への波及効果が見込まれる事業であるか。

各区分における選考基準(各2項目各5点)

区分等	項目	視点
特別対策事業	水源環境保全・再生の効果	水源環境の保全・再生に高い効果が見込まれる事業であるか。
	事業の継続性	長期にわたり継続して実施が可能であるか。
普及啓発・教育事業	参加者への影響	県民に水源環境保全・再生の必要性を効果的に伝える事業であるか。
	目的や対象の明確化	目的や対象が明確化された事業であるか。
調査研究事業	有効な対策への寄与	問題や課題の解決に向けた有効な対策に寄与する事業であるか。
	プロセスの明確化	調査・研究のステップが明確化されているか。

⑤ 補助実績

平成20年度～平成22年度の3年間で、申請数延べ86団体166事業のうち、延べ64団体114事業に対して総額2,507万1,000円の補助が行われた。

イ 財政面以外の支援

平成20年度市民事業等支援制度報告書（平成20年12月18日）において財政面以外の支援について、以下のとおり提言を行った。

(4) 財政面以外の支援について（抜粋）

ア 財政面以外の支援の考え方について

水源環境保全・再生施策の市民事業等支援制度の1つとして、県が新たに独自の支援策を構築するのではなく、団体が課題を解決するための情報を集約し提供することで、団体の自立性を担保しつつ支援を行うことが望ましい。

イ 財政面以外の支援としてのネットワークの構築

有用な情報を抽出し、あるいはリンクを張るなど、市民活動を支える情報のネットワークをつくっていくことが望ましい。

また、ネットワークには、市民団体の活動を支援していくために、次のような情報提供を体系的に集約し、インターネットのホームページで提供することが望ましい。

- ・活動フィールド確保のための情報
- ・各種市民活動やイベント等への参加者募集情報
- ・事業実施に係る注意情報(事故防止情報など)
- ・団体運営の支援情報

この提言を踏まえ、平成21年度より下記のとおり財政面以外の支援が行われている。

① 市民事業交流会

専門委員会では、補助金交付団体の事業実施状況の確認を行う中間報告会を兼ねて、団体相互のネットワークづくりを通じた市民事業の拡大・拡充や補助対象事業者と他の市民団体等との交流の促進を目的に、毎年秋に市民事業交流会を実施している。また、県は交流会会場に補助金相談コーナーを設置し、事業実施にあたっての疑問点や報告書作成などの事務手続きに関する相談に乗るなど、補助金交付団体をサポートしている。

② 県ホームページ

21年度から県ホームページに「水源環境を守る市民活動 情報館！」のページが作成され、法令上の許認可に係る情報や補助金交付団体の情報、イベント情報などが提供されている。

3 市民事業等支援制度評価について

(1) 評価のねらい・目的

第2期実行5か年計画における市民事業等支援制度を、より利用しやすく、さらに水源環境の保全・再生に資するものとするため、これまでの実績等を踏まえ、現行制度の成果・課題を抽出し評価を行うこととした。

(2) 評価の手法

以下の3つの手法で評価を行った。

- ア 専門委員会で作成した評価シートを用いて、補助金交付団体が行う、「団体による評価」
- イ 同評価シートを用いて専門委員会委員を中心とした県民会議委員が、いくつかの補助交付団体の活動拠点を訪問し、そこでの聞き取り調査をもとに行う「県民会議委員による評価」
- ウ 「事務局による経費分析」

(3) 評価の視点

制度評価を行うにあたっては下記の視点から評価を行った。

ア 事業活動を通じた制度評価の視点

- 活動内容に広がりや深まりがみられたか
- 新たな関係性が構築されているか
- 事業が継続的に展開されているか
- 団体の自立につながっているか
- 水源環境の保全・再生に資する事業か

イ 利便性等から見た制度評価の視点

- 利用しやすい支援制度となっているか
- 水源環境の保全・再生に係るネットワークが構築出来ているか
- 目的達成に資する制度になっているか

ウ 事務局による経費分析

- 補助実績について
類似の活動を行っている団体が使用している経費の比較を通じた支出項目の検討
- 活動実績について
継続団体に対する項目ごとに数値の変遷を把握による事業の継続性についての検討
- 共通事項
類似の活動を行っている団体間の経費と実績の比較による事業採択の際の基準項目等についての検討

(4) 評価結果概要

評価結果の詳細については、資料●のとおりであるが、概要は以下のとおりである。

ア 団体自らによる評価

① 事業活動を通じた制度評価

「水源環境保全・再生に資する事業か」については、ほとんどの団体が「概ね達成できている」「どちらかといえば達成できている」という評価であった。

また、事業の継続性や自立性についてみると、中長期にわたり活動を継続していく意向が強いものの、資金面については、多くの団体で不安を抱えている結果となっている。

他団体との関係性の構築に関しては、他団体の意見を聞く機会が出来たという評価と、新たな関係性の構築には至っていないという評価があった。

高齢化に伴う参加者の減少などといった課題が見受けられたが、全体的に参加者層や活

動範囲及び活動内容に広がりや深まりがみられたという評価が多かった。

② 利便性等から見た制度評価

申請手続きや選考方法については、現在のやり方を是とする評価がある一方で、簡素化が必要との評価が多くあった。特に、選考会での公開プレゼンテーションについては、『様々な事業を知る上でよい機会』、『税の使途を県民に公開する意味で有効』との意見がある一方で、『プレゼンテーションの時間が短すぎる』、『公開プレゼンはやめてほしい』など、団体から様々な意見が寄せられた。

対象事業については、団体に合わせた支援体制が用意されるべきなどの評価があったが、すべて項目において「概ね満足できる」「どちらかといえば満足」という評価がほとんどであった。

以上のとおり、個別に課題はあるが、全体的には概ね現行の制度がねらい・理念を達成できるものとなっていると評価されている。

イ 県民会議委員による評価

① 事業活動からみた評価

「水源環境保全・再生に資する事業か」については「概ね達成できている」、「どちらかといえば達成できている」という評価が7割以上であった。一方で、事業メニューが固定化されており、広がりや深まりがみられないという評価や、調査研究事業は基礎データとしての有用性が十分ではなく、専門知識を有する者の技術指導が必要、水源環境に資する事業かどうか明確な基準は必要、などといった評価もみられた。

② 利便性等からみた評価

すべての項目で、「概ね満足できる」「どちらかといえば満足」という評価が7割以上であったが、長期プログラム（3年間）の導入、チェンソー講習会の開催が必要、交流会の時期・内容に関して工夫が必要などといった課題が挙げられた。

以上のとおり、個別に課題はあるが、全体的には概ね現行の制度がねらい・理念を達成できるものとなっていると評価されている。

ウ 事務局による経費分析結果

別添資料●のとおり。

4 市民事業等支援制度の課題と見直し方向について

(1) 制度の見直し方向

評価結果から、制度のねらい・理念は現行の制度で概ね達成できていると判断され、補助金を通じた支援制度が一定の成果を挙げていることがうかがえる。現行のねらい・理念は重要であると考えため、引き続き維持することとするが、活動の持続性について不安を抱える団体もあるなかで、多くの団体が長期にわたり持続可能な水源環境保全活動を行えるよう、経済的・技術的な支援を行うことについて考えていくこととする。

また、評価結果からは様々な改善課題も見受けられた。そこで、下記のとおり制度の見直し案を示し、県へ提言を行うこととする。

(2) 補助スキームについて

ア 補助対象事業

① 改善課題

- 市民活動を行う団体は様々であり、その活動内容、活動レベルも様々である。そうした団体が活動資金確保のため市民事業等支援制度を利用する場合、現在の団体活動をベースとした補助申請を行うケースがあるが、中には、市民事業等支援制度のねらいや補助対象事業に対する理解が不十分な団体があり、事業の目的・趣旨に沿わない市民活動が対象事業として一部に展開されている。
- 多様な団体レベルに対し、支援内容・メニューが一律であることから、新たに市民活動に取り組む団体にとってはハードルが高い面がある一方で、高度な技術を持っている市民団体にとっては物足りないものとなっているなど、参加団体の裾野が広がりにくい構造となっている。
- 補助対象事業の内、「普及啓発・教育事業」と「調査研究事業」の区分がわかりにくいことから、類似の事業が団体により異なる区分で申請されているケースがある。

② 見直し方向

- 分かりやすく参加しやすい補助対象事業区分を設定する。
- 団体のレベルに応じた支援メニューを構築する。
- 「普及啓発・教育事業」と「調査研究事業」の違いを明確化する。

③ 見直し案

- 分かりやすく参加しやすいものとするため、対象事業を「水源環境の保全・再生に高い効果が見込まれる事業」から、「水源環境の保全・再生に資するもので、市民の理解と参加の向上に繋がることが見込まれる事業」へと見直す。
また、現行の補助対象事業区分をより分かりやすく市民団体等がイメージしやすくするため、以下のとおり再構成することが望ましい。
- 新たに市民事業に取り組む団体からいわゆる「プロ市民」まで多様な団体を見据えたステップアップ方式の市民事業支援補助金を構築する。水源環境の保全・再生に係る市民活動の定着を目的とする定着支援と水源環境の保全・再生に取り組む団体のスキルアップや自立化を目的とする高度化支援の2つのステップを用意し、各団体がそれぞれのレベルに応じた補助を受けられるようにすることが考えられる。さらに、力のある団体については県や市町村、事業者との協働や、プロジェクトベース（単年度）の補助事業の仕組みなどを検討することが望ましい。
- 調査研究事業と普及啓発事業の主旨や目的を再整理し、両者の違いを明確化する。

【補助対象事業区分の見直しイメージ】

<p>I 特別対策関連事業</p> <p>i 森林の保全・再生：森林整備、間伐材の利用など</p> <p>ii 間伐材の地域貢献等促進事業：間伐材の利活用が地域貢献等に明確に寄与するもの</p> <p>iii 河川の保全・再生：河川浄化、生き物保全など</p> <p>iv 地下水の保全・再生：地下水かん養など</p> <p>II 普及啓発・教育事業：小中学生、市民等への普及など</p> <p>III 調査研究事業：水質調査、生き物調査など</p> <p>※ なお、資機材等の購入は事業内容ではないため、補助対象経費の一部として整理する。</p> <p>※ 対象エリアは変更しないが、第2期「実行5か年計画」の検討状況を踏まえ、見直しを検討する。</p>
--

イ 補助対象経費

① 改善課題

- 市民活動を継続するためには、団体の意欲は基より、活動に要する財源の確保は不可欠である。様々な団体に対応した市民事業支援補助金制度とするため、種々の活動内容を網羅出来る事業区分としているが、そのために、補助対象経費等の基準や内容が理解されにくいことや、対象経費に対する団体毎の認識に隔たりがあること、あるいは団体の資金不足から対象経費に対する数々の要望が出ている。
- 森林整備事業におけるチェーンソーなどは、相当な技術を要するものであり、安易な使用は厳に慎み、技術講習会の受講や経験者の指導の下に行うなど、十分な安全管理が必要であるが、現在の制度ではそこまでをカバーしていない。

② 見直し方向

- 分かりやすい対象経費を設定する。
- チェンソーなど相当の技術を要する資機材については、講習受講者に限り補助を行う。

③ 見直し案

- 現行制度では、事業区分の内容を明示していないため、事業区分ごとに補助対象区分と作業内容例を示し、わかりやすい対象経費とすることが望ましい。

【明示例（森林の保全・再生）】

事業区分	補助対象区分	主な作業内容
森林の保全・再生	森林の整備	間伐、枝打、下刈など
	土壌の保全	丸太筋、そだ筋、植生保護柵など※
	間伐材の利用	造材、搬出

⋮

⋮

※ 間伐材を積極的に活用する。

- チェンソーなどの資機材の購入については事故防止の観点から、林材業労災防止協会等が行うチェーンソー等の技術講習会の修了証明書に類するものを購入までに提示できる者に限り、補助を行うこととする。

ウ 補助金額（補助率及び補助限度額）

① 改善課題

- 団体のレベルは様々であり、特に、発足間もない団体においては、団体の資金不足と補助金への依存傾向から、補助事業終了後の独自財源の確保など自立に対する認識が感じられない団体が見られる。
- 例えば、森林整備事業は県や市町村が行う森林整備の市民事業版、普及啓発・教育事業、調査研究事業は市民団体独自の考え方に左右されることや独自収入が見込めるなど、事業の性格が異なるものと整理してきたため、補助対象事業ごとに補助率・限度額等が異なっているが、必ずしも十分な事業費が確保できず、事業成果に結びつかない恐れがある。

② 見直し方向

- 事業の目的や活動内容に即した補助金額を設定する。
- 団体の自立を促すための効果的な補助手法を導入する（補助率、補助限度額等）

③ 見直し案

- 新たに市民事業に取り組む団体からいわゆる「プロ市民」まで多様な団体を見据えたステップアップ方式の市民事業支援補助金を構築する。団体のレベルに応じた支援を行うため、水源環境の保全・再生に係る市民活動の定着を目的とする定着支援と水源環境の保全・再生に取り組む団体のスキルアップや自立化を目的とする高度化支援の2段階とし、補助率は定着支援10/10、高度化支援は特別対策関連事業8/10、普及啓発・教育事業、調査研究事業1/2とするとともに、補助限度額も段階に応じて異なるものとする。

定着支援	<p><目的> 市民団体活動の定着 <ねらい>水源環境保全・再生に関わる市民活動の裾野の拡大 <対象団体> 申請事業に類する活動を始めて概ね3年以内の団体 <補助率> ◇ 特別対策関連事業 10/10 ◇ 普及啓発・教育事業 10/10 ◇ 調査研究事業 10/10 <補助限度額> ◇ 特別対策関連事業 現行と同様 ◇ 普及啓発・教育事業 12万円 ◇ 調査研究事業 25万円 ◇ 資機材費は20万円。※但し、チェーンソー等高度な技術が要するものは除く。</p>
高度化支援	<p><目的> 市民団体のスキルアップ、自立化 <ねらい> 水源環境保全・再生に資する団体の育成 <対象団体> 申請事業に類する活動を概ね3年以上継続している団体 <補助率> ◇ 特別対策関連事業 8/10 ◇ 普及啓発・教育事業 1/2 ◇ 調査研究事業 1/2 ※資機材費は一律8/10。 <補助限度額> ◇ 補助限度額は、市民活動定着支援事業の2倍。 ◇ 資機材費は特別対策関連事業50万円、普及啓発・教育事業、調査研究事業は20万円。</p>

※1 資機材費はステップを移行した場合でも、補助上限額を1団体あたり特別対策関連事業50万円、普及啓発・教育事業、調査研究事業20万円までとし、トータルで50万円までとする。

※2 市民活動には過大な林内作業車・小型重機等の大型機材については基本的に補助対象とせず、必要であると認められた場合に限り、レンタル料を加算することで対応する。

エ 補助金の精算前の支払い(概算払)

① 改善課題

- 市民活動を行う多くの団体は、会費や参加費等の活動収入などの自己資金の確保に限界があるため、高額な資機材の購入や大がかりな活動を行う場合には、特定の個人による長期立替などに頼らなければならないことから、計画的かつ実効性のある活動に支障をきたす恐れがあり、団体からも概算払いに対する要望が出ている。

② 見直し方向

- 年度途中で事業が中止になってしまう恐れや、団体の自立を促す意味でも「原則精算払いとし、一定の要件のもと、資機材の購入費のみ概算払いを認める」現行制度を維持する。

オ 補助期間

① 改善課題

- 団体のレベル、活動内容等により自立に必要なスキル、資金確保などのノウハウの習得に必要な期間がまちまちであるため、補助期間内に団体の自立に向けた見通しを立てることが困難である。

② 見直し方向

- 補助期間の検証と補助期間内に各ステップの目的達成を可能とするような補助システムを構築する。

③ 見直し案

- 各ステップの目的及びステップアップ方式に応じた補助期間とするため、定着支援にあっては原則3年以内とし、成果に応じて最大5年とする。高度化支援にあっては原則5年以内とする。事業が継続する間においては、実行5か年計画の計画期間に縛られない補助期間とすることも考えられる。
- 定着支援から高度化支援にステップアップしてきた団体については、トータルで5年以内とする。
- 調査研究事業については、先ず2～3か年の計画に基づき補助を行い、その成果を踏まえた新たな課題等に対する調査研究事業の申請内容を選考し、補助の継続について判断することとする。

(3) 制度の運営等について

ア 選考基準

① 改善課題

- 幅広い団体への支援を行うために抽象的な選考基準が設定されているが、そのマイナス面として事業の目的・趣旨に沿わない市民活動が対象事業として一部に展開されている。
- 団体レベルを考慮していない画一的な選考基準であるため、市民活動を進めていくうえで必要なスキルやノウハウに乏しい新規団体が参画しにくい構造となっている。

② 見直し方向

- 市民事業等支援制度のねらい・理念・対象事業に即し、かつ団体のレベルに応じた明確な選考基準を設定する。

③ 見直し案

- 選考基準の項目ごとにチェックポイントを設定し選考基準の明確化を図るとともに、団体のレベルに応じた選考基準とするため、ステップに応じた選考基準を作成する。

イ 選考方法

① 改善課題

- 市民活動の選考は、書類審査による第一次選考と団体からのプレゼンテーションによる第二次選考により実施しているが、市民団体からは、プレゼン時間内に十分なアピールが出来ないなど、選考方法への疑問が投げかけられているとともに、採択された団体の中には事業の目的・趣旨に沿わない市民活動が一部に展開されていることから、類似の他の取組なども参考にしながら、より適正な選考について工夫していく必要がある。

② 見直し方向

- 適正な選考ができ、団体が十分にアピールできる選考方法を再構築する。

③ 見直し案

- 他の選考会と同様のプレゼンテーション時間を確保しており、時間の変更は行わないが、例えば、申請書類の工夫やパワーポイント実施に必要な会場における資材の準備、印刷物の事前配布などを検討する。

ウ 申請手続き等

① 改善課題

- 現行の申請書の様式では、事業内容と目指す成果の記載方法が十分ではないため、選考の際に十分なチェックが出来ず、事業の趣旨に沿わない市民活動が対象事業として一部展開されている。
- 事務手続きに不慣れな団体にとって、申請手続きが過度な負担となっている可能性がある。

② 見直し方向

- 適正な選考が出来る申請書・実績報告書等を構築する。
- 事務手続きに不慣れな団体への支援体制を強化する。

③ 見直し案

- ステップに応じた修正を行い、事業内容と目指す成果が明確となるようアウトプット（活動内容）・アウトカム（成果）中心の記載に変更するよう求める。
- 申請手続きなど事務手続きの支援体制の強化については、現行窓口の周知を徹底するとともに、分かりやすい説明を行うよう求める。
- 補助金交付申請書で「普及啓発・教育事業」「調査研究事業」については「水源環境保全・再生に関する普及啓発事業」「水源環境保全・再生に関する調査研究事業」と明確に謳うよう改訂する。

(4) 財政面以外の支援（バックアップ体制）について

【現行メニューの充実・強化】

ア 交流会

開催当日に参加者へ行ったアンケートで各回とも8割以上の方から満足・役に立ったとの回答を得ており、実施状況報告とグループワークを行っている現行の交流会も一定の成果を挙げているが、一方で「グループワークの時間が足りない」「もう少し詳細な報告がほしい」などといった要望も出ている。

① 改善課題

- 他団体の実情等を理解する上で、交流会は有効であるが、活動内容が異なる団体が一同に介していることもあり、団体相互のネットワークづくり等への発展があまり見られないため、市民活動の活性化等、市民事業の拡大・拡充が困難である。

② 見直し方向

- 団体相互のネットワークの構築を主眼とした交流会の充実強化を図る。

③ 見直し案

- 現行の交流会の回数を変えることなく、団体から要望のあったグループワーク中心の交流会や現地検討会の開催について検討をする。また、実施時期についても団体の活動状況を踏まえ、夏に開催するなどの改善についても検討をする。

イ 県ホームページ

① 改善課題

- 情報の利用頻度が低く、団体の発展向上という本来の目的を果たせていないため、情報内容や情報伝達方法の再検討が必要。

② 見直し方向

- 情報の充実強化と市民団体に対する情報内容等の周知

③ 見直し案

- 団体が希望するコンテンツは概ね整備されていることから、コンテンツ毎の情報の充実等(例:県の森林整備指針など)に努める。また、ホームページの利用頻度が低いことを考慮し、FAX等アナログ媒体の活用とメーリングリストによる情報提供等を検討することが望ましい。

【市民団体のレベル向上支援】

ア 水源環境保全・再生施策の理解向上

① 改善課題

- 様々な団体が、現在の活動内容の延長線上で補助申請を行うケースがあることから、水源環境保全・再生施策等に対する理解や意識が十分に感じられない。

- 活動に必要な専門的知識の習得に対する要望が多数あり、かつ団体活動への一般参加者の知識・技術が未成熟であることから、指導者の数や技術の不足により活動内容の向上や参加者の定着・充実に限界がある。
- 一部の団体では、チェンソー等の機械の導入に即した安全管理体制が不十分であることから、団体や個人における安全管理に対する意識が希薄であり、事故発生への懸念がある。

② 見直し方向

- 水源環境保全・再生施策のより一層の周知を図る。
- レベルの向上に向けた研修等さまざまな機会を充実する。
- 市民団体がチェンソー等の技術講習会に参加しやすい仕組みを構築する。

③ 見直し案

- 交流会などの機会を捉え、この市民事業等支援制度の根拠でもある「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」および「実行5か年計画」や市民事業等支援制度について一層の周知を図る。
- 補助金が決定した団体に対して「水源環境保全・再生」に関する講習や説明会を実施することも考えられる。
- 森林インストラクターの派遣制度や環境科学センターの出前講座など既存の制度を活用し、森林整備技術の習得や調査研究における調査手法の習得など事業を実施するにあたって必要となる知識や技術の習得を支援する仕組みを検討することが望ましい。
- 林材業労災防止協会等が行うチェンソー等の技術講習会の参加費を補助対象に追加もしくは県が当該講習会の参加枠を確保するなど、安全管理への配慮をすることが望ましい。

イ 持続的な市民活動を支える情報の支援、ネットワークづくり

① 改善課題

- 活動先の地元等（県（他部局を含む）・市町村・森林組合・トラスト財団・企業・学校など）に関する情報の不足などにより、地元等との交流を行うことや信頼を得ることが難しく、個々の団体における活動フィールドや人材の確保に限界があり、団体活動の継続や拡充が困難である。

② 見直し方向

- 団体活動の継続に向けた市民団体と地元等を結ぶ新たなしくみを構築する。

② 見直し案

- 持続的な市民活動を推進する上で必要な情報を収集・登録し、市民団体の継続的な活動を支援する市民事業支援バンク（活動支援情報のプラットフォーム）などの設立について検討することが考えられる。提供する情報としては、団体活動情報や貸出資機材情報、活動フィールド情報、CSR企業情報、人材情報などの情報が考えられる。
- 市町村と市民団体が連携・協力できる土壌づくりをするため、県が関係市町村を集めて実施する会議などにおいて、市民事業等支援制度の周知を図ることが望ましい。

以上